

健康食品の表示・広告の見方



消費者庁表示対策課

食品表示対策室

平成29年6月24日



本日のトピックス

- ① 健康食品の表示の見方
- ② 誇大表示・広告の禁止
- ③ 違反事例
- ④ 信頼できる情報源
- ⑤ バランス食生活

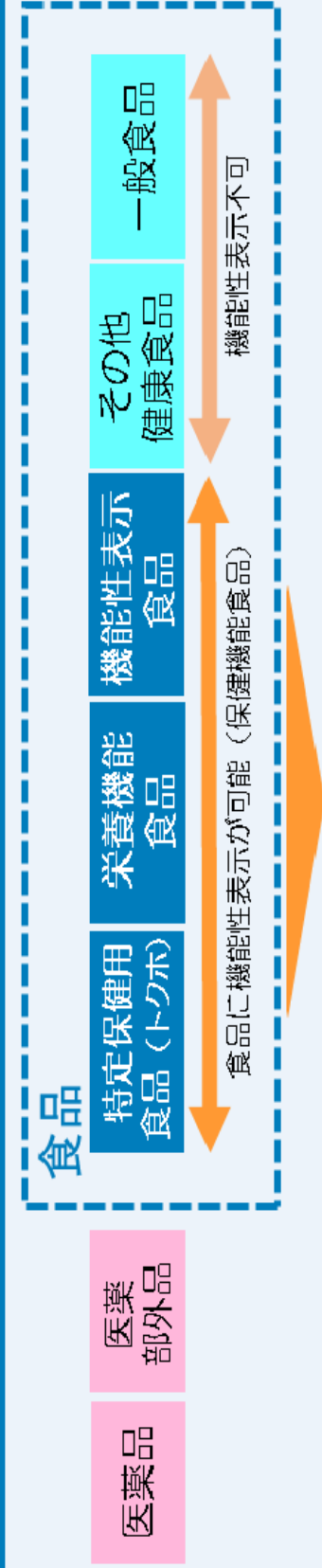



特別用途食品

① 健康食品の表示の見方

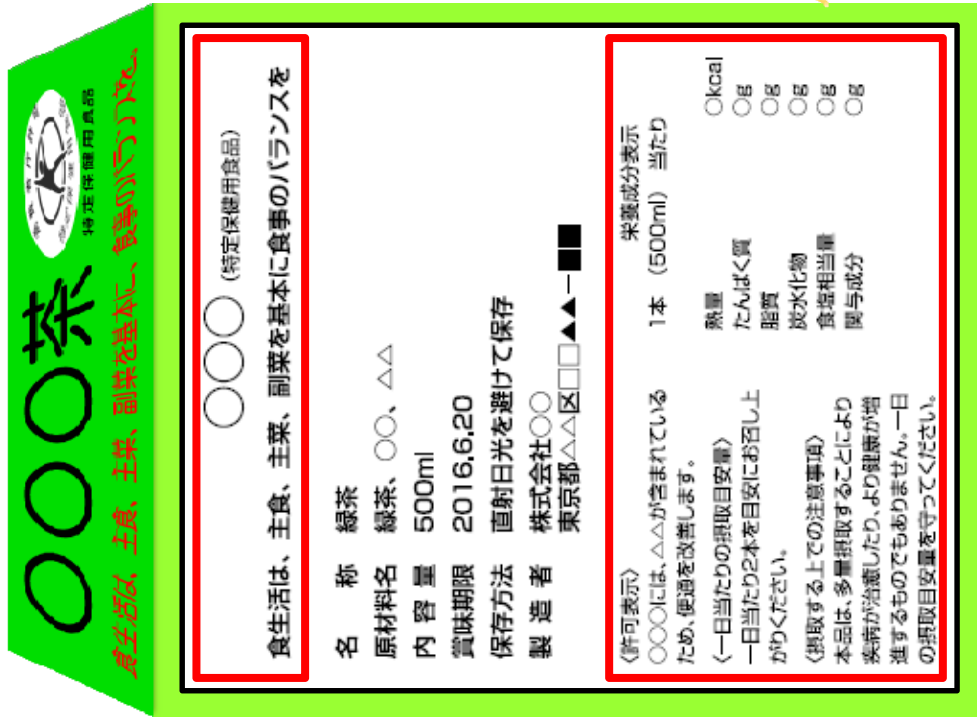
① 健康食品の表示の見方

機能性が表示されている食品について



	特定保健用食品	栄養機能食品	機能性表示食品
認証方式	国による個別許可	自己認証 (国への届出不要)	自己認証 (販売前に国への届出が必要)
対象成分	体の中で成分がどのように働いているか、という仕組みが明らかに なっている成分	ビタミン13種類 ミネラル6種類 脂脂肪酸1種類	体の中で成分がどのように働いているか、という仕組みが明らかに なっている成分 (栄養成分を除く。)
可能な機能性表示	健康の維持、増進に役立つ、又は適する旨を表示 (疾病リスクの低減に資する旨を含む。) 〔例：糖の吸収を穏やかにします。〕	栄養成分の機能の表示 (国が定める定型文) 〔例：カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。〕	健康の維持、増進に役立つ、又は適する旨を表示 (疾病リスクの低減に資する旨を除く。) 〔例：Aが含まれ、Bの機能があることが報告されています。〕
マーク		なし	なし

① 健康食品の表示の見方



機能性が表示されている食品を購入する際は、**キヤッチコピー**だけでなく、**パッケージの表示をしっかりと確認しましょう！**

機能性が表示されている食品の
パッケージ上の主な記載内容

- ① 特定保健用食品、栄養機能食品又は機能性表示食品である旨
- ② 機能性の内容
- ③ 1日当たりの摂取目安量
- ④ 摂取する上での注意事項